

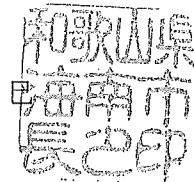


海南市告示第 128 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により、本市に次のとおり新たに生じた土地を確認した。

令和 3 年 7 月 1 日

海南市長 神 出 政



記

## 1 場所

- ① 海南市冷水 156 番地先公有水面
- ② 海南市冷水字西焼尾 147 番地 1 他地先公有水面

## 2 面積

- ① 335.07 m<sup>2</sup>
- ② 310.91 m<sup>2</sup>



地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり字の区域を定めた。

令和 3 年 7 月 1 日

海南省長 神 出 政



記

次の場所及び面積の公有水面埋立地を次の区域に編入する。

1 編入する区域

①海南省冷水字大谷及び字口無に編入する区域

海南省冷水 156 番地先公有水面

②海南省冷水字西焼尾に編入する区域

海南省冷水字西焼尾 147 番地 1 他地先公有水面

2 面積

①335.07 m<sup>2</sup>

②310.91 m<sup>2</sup>